

京都市京北区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則を  
公布する。

平成30年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第65号

京都市京北区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部を改正す  
る規則

京都市京北区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部を次のように改正  
する。

第4条の次に次の1条を加える。

(許可又は認定を受けた後の変更)

第5条 建築主は、許可等を受けた後に許可・認定申請書に記載した事項を変更しようと  
するときは、改めて許可等を受けなければならない。ただし、市長が特に支障がないと  
認めるときは、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)